

平成 23 年(ワ)第 1291 号, 平成 24 年(ワ)第 441 号, 平成 25 年(ワ)第 516 号, 平成
26 年(ワ)第 328 号, 平成 31 年(ワ)第 93 号伊方原発運転差止請求事件

原 告 須 藤 昭 男 外 1 4 1 8 名

被 告 四国電力株式会社

準備書面(99)
避難計画の不備についての再反論

2022年8月25日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	薦	田	伸	夫
弁護士	東		俊	一
弁護士	高	田	義	之
弁護士	今	川	正	章
弁護士	中	川	創	太
弁護士	中	尾	英	二
弁護士	谷	脇	和	仁
弁護士	山	口	剛	史
弁護士	定	者	吉	人
弁護士	足	立	修	一
弁護士	端	野		真
弁護士	橋	本	貴	司
弁護士	山	本	尚	吾
弁護士	高	丸	雄	介
弁護士	南		拓	人
弁護士	東			翔

訴訟復代理人

弁護士	内	山	成	樹
弁護士	只	野		靖
弁護士	中	野	宏	典

目次

第1 「蓋然性はない」とは？.....	3
1 被告の主張.....	3
2 「蓋然性」とは？.....	3
3 求釈明に対する回答.....	3
4 「安全神話」.....	3
5 「絶対安全」はない.....	4
6 国の主張.....	4
7 「蓋然性はない」という被告の主張.....	5
第2 避難計画の不備による差止.....	6
1 被告の主張.....	6
2 IAEAの深層(多重)防護.....	6
3 原子力基本法等.....	7
4 深層防護第5層に関する国際的基準.....	7
5 新規制基準と深層防護.....	8
6 原子力災害対策特別措置法等.....	8
7 被告の主張の誤り.....	9
第3 人格権に基づく差止の要件.....	9
1 被告の主張.....	9
2 「主張その1」について.....	10
(1) 前書き部分.....	10
(2) ①～④の部分.....	10
3 「主張その2」について.....	12
第4 避難計画の実効性.....	12
1 松山地決と高松高決.....	12
2 複合災害の想定.....	13
3 災害医療コーディネータの苦悩.....	13
(1) 愛媛県災害医療コーディネータとして.....	14
(2) 2018年愛媛県原子力災害時の入院患者避難訓練に関する検討....	14
第5 避難計画の策定主体ではない被告に対する差止請求の可否.....	16
第6 札幌地判令和4年5月31日(甲800).....	16
第7 避難計画の不備についての被告の論難.....	17

はじめに

原告らは、訴状ならびに準備書面(25)(27)(32)(39)(44)(62)(70)(94)において、繰り返し、伊方原発における避難計画の不備を主張した。被告は、令和4年6月2日付被告準備書面(24)において、上記原告ら準備書面(94)に反論しているので、原告らは、本準備書面において、上記被告準備書面(24)に再反論しておく。

第1 「蓋然性はない」とは？

1 被告の主張

被告は、「被告が、本件3号炉について、自然的立地条件を十分に考慮した上で、深層防護の考え方に基づく第1層から第4層までの多層的な安全確保対策を講じていることを踏まえると、放射性物質を環境中に大量に放出する事態の発生する蓋然性はない。」と主張し、深層防護の第5層である避難計画の不備だけでは運転差止は認められないと主張している。

2 「蓋然性」とは？

広辞苑によると、「蓋然性」とは、「①ある事が実際に起こるか否かの確実さの度合い。②確率」とされており、被告主張の「蓋然性はない」は一般的な用語ではない。「確率」さえ否定するものであれば、「可能性はない」という主張と同義かとも疑われる。

3 求釈明に対する回答

そこで、「『蓋然性はない』とは『可能性はない』と同義であるか。仮に異なる場合には、その意味内容を具体的に明らかにされたい」と釈明を求めたところ、被告は、「『蓋然性はない』ということは、抽象的なレベルで存在する可能性まで否定するものではないし、ゼロパーセントという意味での『可能性はない』ということの意味するものではない。」「『放射性物質を環境中に大量に放出する事態の発生する蓋然性はない。』というのは、『本件原発の有する危険性は社会通念上無視しうる程度にまで管理され客観的に見て安全性に欠けるところがない』ということであり、原告らの生命・身体が侵害される具体的危険の存在を根拠づける程度の具体的事実が認められないことを意味する。」と回答した。

この回答は、かつての「安全神話」と一体どこがどのように違うのだろうか。

4 「安全神話」

辞書によれば、「安全神話」とは、「確実な証拠や裏付けがないにもかかわらず、絶対に安全だと信じられている事柄」とされている。福島県双葉町の当時小学6年生だった大沼勇治氏は、原発を推進する標語に応募し、同氏の「原子力明るい未来のエネルギー」が採用され、表彰されて、商店街の入り口の看板となったが、「安全神話」の誤りが、福島原発事故によって白日のものとなり、同事故後上記看板は撤去されてしまった(甲801)。

また、国会事故調(甲10)は、その「はじめに」において、「日本でも、大小さまざまな原子力発電所の事故があった。多くの場合、対応は不透明であり組織的な隠ぺいも行われた。日本政府は、電力会社10社の頂点にある東京電力とともに、原子力は安全であり、日本では事故など起こらないとして原子力を推進してきた。」と記述し、「安全神話」に依拠した原発の推進が行われてきた事実を明記している。

5 「絶対安全」はない

そもそも「確実な証拠や裏付け」があったとしても、「絶対安全」はあり得ない。現に、1957年に発表されたアメリカのブルックヘブン研究所の原発事故災害の試算結果(WASH-740)によると、最悪の場合には、急性死者3400人、急性障害者4万3000人、要観察者380万人、永久立退き面積2000平方キロ、農業制限等面積39万平方キロメートルといったものであり(瀬尾健著「原発事故…その時、あなたは!」甲27・156頁)、これを受けて、1957年9月、原子力事故の際の事業者の責任の上限を約102億ドルの有限責任としたプライス・アンダーソン法が制定された(甲802)。そして、東海原発(16.6万キロワット。1998年3月運転終了)を導入していた我が国でも、当時の科学技術庁の委託を受け、日本原子力産業会議が、1960年に「大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害に関する試算」と題する244ページの報告書(甲28)を作成し、これを受けて、1961年6月17日、上記アメリカのプライス・アンダーソン法に倣って原子力損害賠償法が制定されているのである。

「絶対安全」であれば、事故に備えて原子力損害賠償法を制定する必要はない。

6 国の主張

かつて当松山地裁で争われた伊方1号炉訴訟において、国は、ラスムッセン

報告を用いて、次のように主張した(甲216・177～178頁)。

(国の主張)

「このラスムッセン報告は、原子炉の安全性を確率論的手法によって示した本格的な研究としては唯一のものであり、現在極めて高い評価と権威が与えられている。この報告によると、一個人が一年間に原子炉事故に遭遇して死亡するリスクは、原子炉100基をひとまとめとしても50億分の1であり、同一の想定につき自動車事故が4000分の1、火災が2万5000分の1のリスクを有するのに比して、はるかに小さい。これを炉心溶融事故を想定して別の形で表現すれば、原子炉100基をひとまとめとして考えても、一度に10人以上の死亡を伴う事故発生の確率は3万年に1回であり、1000人以上の死亡を含む事故の発生については、100万年に1回である。この値は、一個の隕石がアメリカ合衆国の人口集中部に落下して一度に1000人を死亡させる確率と一致している。」

「ところで、右に述べた原子炉の安全性を確率論的手法によって示す方法には誤解を招きやすい点がある。それは、右にいう確率をもって、想定された事故が必ず発生する時間的頻度を示すものとして誤って受け取られる恐れがなくはないことである。しかし、右にいう確率は、『宝くじが当たる確率』等という場合の確率とは意味が全く異なる。例えば、想定された事故の発生する確率が100万年に1回であるという意味は、当たりくじが100万本に1本あるというのとは全く異なり、当該事故の発生するリスク、すなわち、あくまでも顕在的でない、潜在的な危険性の程度を数値をもって示したものに過ぎない。換言すれば、その数値は、原子炉の有するリスクの程度を説明する一つの手段、いわば「方便」といってよいものである。したがって、100万年に1回起こり得るとされている『事故』といっても、これは純粹に頭の中だけで、すなわち観念的に想定されたものであって、右程度の発生確率を有するに過ぎない『事故』というものは、現実には起こり得ないといつて何ら差し支えないのである。」

7 「蓋然性はない」という被告の主張

上述したように、被告は、ゼロパーセントではないが、抽象的な可能性に過

ぎず、具体的危険はないと主張するのであるが、その被告の主張は、上記国の主張と、一体どこが違うのであろうか。国のいう「潜在的な危険性」と、被告のいう「抽象的な」危険性は大同小異ではないか。

被告は、「詳細な地質等に係る調査、最新の知見等を踏まえた上で、様々な不確かさを考慮して、適切に基準地震動 S_s (最大加速度は650ガル)を策定しており、これを超えるような地震動により本件発電所の安全性が損なわれるようなことは、まず考えられない。」とも主張している(平成27年11月9日付「被告の主張について(第6～第7)」17～18頁)が、「まず考えられない」では足りないのではないか。伊方最判平成4年10月29日のいう「災害が万が一にも起こらないようにする」レベルに到達していないのではないか。

かつて、「安全神話」を振りまき、安全対策を怠った結果、福島原発事故を招いたが、被告は、福島原発事故に学ぶことなく、未だに安全対策を軽視している。被告のこの態度は、地震、火山、津波、地滑り・深層崩壊、液状化、使用済み核燃料、劣化、プルサーマル、航空機、過酷事故の各危険の全てに通底するものであるが、本書面では、避難計画軽視の被告の主張について、次に論じる。

第2 避難計画の不備による差止

1 被告の主張

上述したように、被告は、「放射性物質を環境中に大量に放出する事態の発生する蓋然性はない。」と主張し、深層防護の第5層である避難計画の不備だけでは運転差止は認められないと主張している。

2 IAEAの深層(多重)防護

IAEAが1996年に定めた深層(多重)防護の国際標準 (INSAG-10)の内容は、次の表のとおりである。福島原発事故以前の我が国の深層(多重)防護は、第3層までの設計事故を超える過酷事故は起きないとの前提で、防護レベル第3層までにとどまっていたが、福島原発事故を契機に、第1層ないし第5層の各防護策が単独で有効でなければならず、これが不十分な場合には原発の安全性が欠如すると認識されるに至った(甲157・佐藤意見書, 甲229)。

防護レベル	目的	目的達成に不可欠な手段
第1層	異常運転や故障の防止	安全重視設計と質の高い建設・運転

第2層	異常運転の制御及び故障の検知	設備の監視, 制御, 保護のシステム
第3層	設計上想定される事故制御	工学的安全設備と事故対応手順
第4層	過酷事故の拡大防止及び影響緩和	原発施設内の補完的手段と事故管理
第5層	放射性物質の放出の影響緩和	原発施設外の緊急時対応

3 原子力基本法等

福島原発事故を経て改正された原子力基本法2条2項が、安全確保については「確立された国際的な基準を踏まえ」るべきことを定め、原子力規制委員会設置法1条も「確立された国際的な基準を踏まえ」ることを原子力規制委員会の職務として定めた。そして、IAEAの安全基準が定める「深層防護」の思想が、確立した国際的な基準であり、原子力災害対策特別措置法4条の2は、国の責務として、「深層防護の徹底」を明記している。

4 深層防護第5層に関する国際的基準

(1) IAEA（国際原子力機関）の避難計画規制(甲724, 725)

IAEAは、事業者に対して、原発建設前に、避難計画策定にあたって克服できない障害がない立地であることを確認しなければならないとし、その上で実効性のある避難計画の策定を求め、更にその避難計画の実効性について安全評価をした結果を提出して、規制機関の許認可の審査を受けることを求めている。

(2) 米国のNRC（原子力規制委員会）(甲727)

米国のNRCでも、IAEA安全基準のとおり、避難計画の実行性、適切性が確保されていることが運転許可条件とされている。

(3) 英国(甲728)

英国でも、立地段階から、事業者に対して、避難計画の実施可能性を確保することを要求している。

(4) 小括

以上のとおり、原子力基本法等の定める「確立された国際的な基準」が、事業者に対し、避難計画の実施可能性・実効性確保のための措置を、立地段階において原発建設前から確保しなければならないものとしていることは明らかである。

5 新規制基準と深層防護

福島原発事故前、原子力安全委員会が、深層防護の第3層までしか規制の対象としていなかったのは、安全神話がまかり通り、日本の原発は過酷事故を起こさないとされていたために、過酷事故が起こることを前提とする第4層、第5層を規制の対象とする必要はないとされていたからである。ところが、福島原発事故が起き、安全神話が福島原発事故を招いたという深刻な反省に基づき、改めて深層防護を徹底すべきことが認識され、上述のとおり、改正原子力基本法にも、原子力規制委員会設置法にも「確立された国際的な基準」を踏まえるべきことが明記され、原子力災害対策特別措置法には国の責務として「深層防護の徹底」が明記されたのである。ところが、その後策定された新規制基準は、第4層(過酷事故対策)を規制の対象としたものの、第5層(避難計画)を規制の対象としなかった。

上述した福島原発事故後の立法経緯を踏まえると、新規制基準は、本来、第5層(避難計画)を規制対象とすべきであるにもかかわらず、第5層(避難計画)を規制の対象としなかった点においてこれらの法律に違反している。仮に然らずとするも、伊方3号炉が新規制基準に適合していると判断されたとしても、審査の対象とされていない避難計画の実施可能性・実効性が認められない場合には、原告らの人格権侵害の具体的危険性が認められるべきである。

6 原子力災害対策特別措置法等

原子力災害対策特別措置法1条は、「原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする」と規定しているが、同2条において、「原子力緊急事態」を「原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子直事業者の原子力事業所外へ放出された事態をいう」と定義した上、「原子力災害」を「原子力緊急事態により国民の生命、身体または財産に生ずる被害をいう」と定義している。

被告は、「放射性物質を環境中に大量に放出する事態の発生する蓋然性はない。」と主張しているのであるが、原子力災害対策特別措置法は、まさにそのような事態を想定して、立法されているのである。被告は、無用の立法だというのであろうか。

また、原子力規制委員会設置法1条は、「原子力利用における事故の発生を常に想定し」としている上、原子力規制委員会は、原子力災害対策特別措置法

6条の2に基づき「原子力災害対策指針」(甲744)を定め、その目的として「緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとする」としているが、被告は、これも無用の定めだというのであろうか。

7 被告の主張の誤り

福島原発事故後も改まらない被告の認識とは異なり、福島事故を教訓に、我が国の法制は、放射性物質が異常な水準で外部に放出される事故を想定し、これに対処するための第5層の避難計画を義務付けているのである。本来、これが原子炉設置変更許可の際に審査されるべきであるが、新規制基準がそのようなものとならなかったために第5層は審査されなかった。しかし、第5層が不備のままでは住民の生命、身体、財産の保護を図ることは出来ず、したがって運転が認められないことは、当然の事理であって、被告の主張の誤りは明白である。

第3 人格権に基づく差止の要件

1 被告の主張

被告は、大阪地判平成5年12月24日を引用して、「人格権に基づく差止請求は、相手方が本来行使できる権利や自由を直接制約しようとするものであるから、これが認められるためには、一般に、①人格権侵害による被害の危険が切迫しており、②その侵害により回復し難い重大な損害が生じることが明らかであって、③その損害が相手方(侵害者)の被る不利益よりも遥かに大きな場合で、④他に代替手段がなく、差止が唯一最終の手段であることを要する」と主張し(以下「主張その1」という)、また、「原子力発電所の運転による人格権侵害の具体的危険が認められるためには、⑤具体的な起因事象の内容(地震、津波等の自然現象等)ならびに起因事象が発生することの切迫性及び蓋然性、⑥その起因事象により原子力発電所の重要な機能が喪失することとなる具体的な機序及び蓋然性、⑦その機能喪失に対して講じている各種安全対策が奏功しないこととなる具体的な機序及び蓋然性、⑧これによって原子力発電所から放射性物質が環境中に大量に放出され、原告らの人格権が侵害されることとなる具体的な機序及び蓋然性についての検討がなされ、これらの全てが肯定されなければならない」と主張している(以下「主張その2」という)。

2 「主張その1」について

(1) 前書き部分

被告が引用する大阪地判は、後述するように、一般論として、①～④の要件を示しているが、「人格権に基づく差止請求は、相手方が本来行使できる権利や自由を直接制約しようとするものであるから」とする「主張その1」の前書き部分は、被告の創作であり、大阪地判の引用としては適切ではない。むしろ、上記大阪地判は、「生命、身体、自由等は、人が人として法の世界において人格が認められている以上、法律上当然に保護されているものであり、むしろ、それらは権利の根源であり、幹流であるから、生命、身体、自由等の総体を人格権として法律上の権利性を付与するか否かにかかわらず、それが侵害されて被害が生じているときはもとより、その被害が現実化していなくても侵害の危険に晒されているときは、その侵害若しくは侵害の危険の原因について責任のある者に対して、その侵害の排除、若しくは、予め侵害の危険の原因の排除を求めることができるものと解するのが相当である。」と判示して、人格権が「権利の根源であり、幹流である」ことを認めているのであって、被告の引用は、不適切であるばかりか、誤用であるといわなければならない。平成26年5月21日の福井地判(甲118)は、「原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由(憲法22条1項)に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである」(40頁)と判示しているが、上記大阪地判は、これと同じ認識を示しているのである。

(2) ①～④の部分

被告が引用する上記大阪地判は、関西電力高浜原発2号機について、蒸気発生器伝熱管の破断による炉心溶融の危険を理由として、住民が、人格権に基づき運転の差止を求めた事案に関し、一般論として、被告主張の上記要件を述べたに過ぎず、実際には、蒸気発生器伝熱管の1本が破断する危険性を否定することは出来ないが、複数の伝熱管が同時に破断する危険性があるとまではいえず、伝熱管が1本破断したとしても炉心の溶融が起こる具体的危険性があるとまではいえないとし

たものであって、①～④の一般論は傍論に過ぎない。また、上記大阪地判は、福島原発事故以前の判決であり、福島原発事故について責任を問われている司法の一角をなす判決ではあるが、それでも、上記一般論の前に、上述したように、「生命、身体、自由等は、人が人として法の世界において人格が認められている以上、法律上当然に保護されているものであり、むしろ、それらは権利の根源であり、幹流であるから、生命、身体、自由等の総体を人格権として法律上の権利性を付与するか否かに関わらず、それが侵害されて被害が生じているときはもとより、その被害が現実化していなくても侵害の危険に晒されているときは、その侵害もしくは侵害の危険の原因について責任のある者に対して、その侵害の排除、もしくは、予め侵害の危険の原因の排除を求めることが出来るものと解するのが相当である。」と述べており、人格権ならびに人格権に基づく差止についての認識には、被告とは全く異なるものがある。そして、この判決は、具体的な判断基準として「したがって、その(原告らを含めた広範囲の者の生命、身体等に放射線障害を与え、直接的ないし間接的に、人類が経験する内で最も過酷で悲惨な類の被害の発生する：括弧内の記載は引用者が注記)危険性の有無の判断は、原子炉について災害が起こるかどうかという関係において、当該原子力発電設備を安全に管理することが出来るかどうかにあり、そうした安全管理に疑義があれば、被害の発生する危険性があるとって妨げないと解する。そして、そうした安全管理の観点からの安全性の判断は、原子力安全委員会が関連する多くの専門分野の専門技術、知見及び学識経験等に基づき安全評価審査指針において具体的な事故等の事象を想定した上安全評価をすべきものとしていること、原子力発電設備が深層防護の思想に基づき設計されていることに鑑みると、総合的観点から安全管理の点において安全評価上疑義がなく、他にその疑義を窺わせる具体的な事情等が認められなければ、災害防止上支障がないもの(原子炉等規制法24条1項4号参照)として安全性を肯定し、安全管理の点において安全評価上疑義があると認められるような場合には、その安全性を否定すべきものとする。」と判示しているのである。

被告が、上記大阪地判を引用して①～④を人格権に基づく差止の要件とすることの誤りについて、原告らは、原告ら準備書面(54)(66)において、重ねてその誤りを指摘しているにもかかわらず、被告は、何の反省もなく、誤った主張を繰り返しているのである。

3 「主張その2」について

東北地方太平洋沖地震が発生したのは2011年3月11日であるが、同年1月1日に地震調査研究推進本部地震調査委員会が取りまとめた「原発サイトごとの30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率」では、福島第一原発での確率は「0.0%」とされていた(甲210)。被告の「主張その2」によれば、㊸の段階で既に「切迫性」の要件を書き、差止は認められないこととなる。また、東北地方太平洋沖地震の発生を予知した地震学者は一人もおらず、福島原発事故を予見した原子力専門家も一人もいない上、事故から11年以上経過しても、未だに福島原発事故の機序は明らかとなっていないから、被告の「主張その2」によれば、現時点で時計の針を巻き戻しても、福島第一原発の差止は認められないこととなる。

結局のところ、被告の「主張その2」は、絶対に原発の運転差止は認めないという被告の独自の主張というほかになく、このような独善的な主張をして、恥ずかしくないのかと思わざるを得ない。

第4 避難計画の実効性

1 松山地決と高松高決

被告は、実効性のある避難計画が策定されていると主張しているが、伊方3号炉の仮処分事件において、松山地決(甲387)及び高松高決(甲388)が、いずれも、避難計画の問題点を指摘している(甲387・335～354頁。甲388・361～382頁)ことを、一体どのように受け止めているのであろうか。特に、高松高決は、「現在の本件避難計画は不十分な点が少なからず存在するといわざるを得ない」とした上で、「事案の性質に鑑み付言するに、前記のとおり、現状の避難対策には、対策が不十分で、改善が必要な部分が見られるのであるから、本件仮処分の結論とは別に、市町村、都道府県及び国において、適宜相手方と協議するなどして、早急に周辺住民の避難対策に万全を期すべきことはいうまでもなく、この点の対策は、火山における破局的噴火や巨大噴火のように、社会通念を理由に、先送りすることは到底許さ

れるものではない。」(381頁)と判示しているのである。

2 複合災害の想定

福島原発事故が東北地方太平洋沖地震に伴う事故であったことから自明である上、原子力災害対策特別措置法4条の2において、国の責務として大規模な自然災害を想定することが義務付けられていることから、自然災害に伴う原発事故(複合災害)を想定して避難計画を立案しなければならないが、伊方原発の避難計画は、複合災害を想定しておらず、本質的、致命的欠陥があるといわなければならない。愛媛県地震被害想定調査報告書(甲89)は、南海トラフ巨大地震でマグニチュード9.0の、中央構造線石鎚山脈北縁西部一伊予灘でマグニチュード8.0の地震を想定し(45頁)、両地震で、伊方町が震度7となることを想定しており(72頁)、愛媛県地震被害想定調査最終報告(甲798)では、地震による建物被害、ブロック塀等の転倒、屋外落下物の発生、建物倒壊による人的被害、土砂災害による人的被害、津波による人的被害、火災による人的被害、ブロック塀等の転倒による人的被害、屋内収容物移動等による人的被害、揺れによる建物被害に伴う要救助者数、津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数、上水道被害、下水道被害、電力被害、通信被害、ガス被害、道路被害、港湾被害、避難者数、医療機能低下、津波堆積物、エレベータ内閉じ込め、避難所に避難する災害時要援護者(65歳以上の単身高齢者、5歳未満の乳幼児、障害者(身体・知的・精神)、要介護認定者、難病患者、妊産婦、外国人)等を詳細に予測しているが、愛媛県広域避難計画(甲730)では、「複合災害時において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとるものとする。」(15頁)とするだけで、上記愛媛県地震被害想定調査報告(甲89, 甲798)を全く考慮していない。このような避難計画は正に画餅に過ぎない。これは、UPZ内の市町の避難計画にもそのまま当てはまる本質的、致命的欠陥である。

3 災害医療コーディネータの苦悩

2012年から愛媛県災害医療コーディネータを務めていた市立八幡浜総合病院救急・災害対策室の越智元郎医師は、次のように、原子力災害時の避難が極めて困難であることを明らかにしている。実効性のある避難計画が策

定されているとする被告の主張が、実態を無視したものであることは明白である。

(1) 愛媛県災害医療コーディネータとして

「愛媛県災害医療コーディネータとして—10年間の活動を振り返って」(甲803)によると、次のとおりである。

- ① 八幡浜・大洲圏域には様々な災害医療の課題があるが、最も大きな2つは、大津波を伴う南海トラフ巨大地震と四国電力伊方原発過酷事故への備えであること(1頁)
- ② 市立八幡浜総合病院の1階床面の標高は5.9mで、南海トラフ巨大地震では9mの大津波に襲われると想定されており、地震70分後には同病院を除く市内の大半が浸水し、80分後の最大津波では、同病院が3m以上浸水する可能性があり、大津波が来るまでに、地震によって負傷者1784人、死者256人が発生し、津波によって負傷者36人、死者716人が発生すると想定されていること(14頁)
- ③ 最高津波高は大潮の満潮時が想定されているとか、干潮時には同病院には津波が到達しないとかみる人がいるが、いずれも誤解であること。最高津波高は、小潮を含めた年間の平均満潮位が基準となるので、平均満潮位115cmで900cmの津波高となるが、最高満潮時の潮位は135cmなので、その時の津波高は920cmとなること。その時、津波高は同病院1階床面から350cm、1階天井を超え、2階床面まで50cmに迫ること。また、最低潮位の時でも、1階床面から70cmの津波に襲われること(16頁)

(2) 2018年愛媛県原子力災害時の入院患者避難訓練に関する検討

「中止となった2018年愛媛県原子力災害時の入院患者避難訓練に関する検討」(甲804)によると、次のとおりである。

- ① 2018年8月4日に、南海トラフ巨大地震と原子力災害(地震後8日目に空間線量率が $20\mu\text{Sv/h}$ を超えると想定)の複合災害を想定して、広域災害医療訓練が予定されていたが、中止となったこと(1～3頁)(同年7月7日の豪雨災害により中止になったものと思われる(筆者注))

- ② 市立八幡浜総合病院と近接2病院との合計3病院の運用病床数は合計396床で、訓練日の患者数に代用する4週間前の入院患者総数は353人であり、この内、座位で搬送できない担送患者が119人を占めていた。また、人工呼吸中の患者は3人、酸素投与は22人、持続点滴は37人、循環作動薬の持続点滴は3人で、重複を除くと、これらの医療行為を要する患者は49人で、重症患者は6人を占めた(4頁)
- ③ 2013年の調査と2014年の調査を総合すると、伊方原発30km圏内の入院患者において、担送患者430人を含む1100人以上の患者が病院避難団として避難することを希望すると考えられる(4頁)
- ④ 避難計画における第1の課題として、入院患者の搬送と搬送中の看視・医療継続があるが、2012年の調査において、伊方原発30km圏内の許可病床数総数は16施設に2301床、調査時点の入院患者は1799人に上り、救護区分別には独歩が720人、護送が565人、担送が514人を占め、このうち人工呼吸や循環作動薬の持続静注を要する重症患者が69人を占めていた(4～5頁)
- ⑤ 独歩・護送患者127人は53人乗り大型バス3台で搬送できるが、問題は担送患者であり、訓練の経験から考えて大型バスに担送患者10人が限界であり、10台以上が必要となる。県は700台以上のバスを確保しているというが、運転手は累積被ばく線量1mSvの範囲で活動するので、空間線量率20 μ Sv/hであれば、通算50時間の活動が可能であるが、空間線量率が更に高い場合には活動できる時間は短くなり、従ってさらに多くの運転手が必要となる(5頁)
- ⑥ 重症患者の搬送には医療従事者による看視と治療継続が必須であるが、災害時の病院外での活動について訓練を受けた医療従事者としてDMATが想定されるものの、DMATは管轄官庁である厚生労働省として原子力災害時の活動は想定していないとされており、医療従事者の確保の問題がある(5頁)
- ⑦ 入院患者の搬送先が速やかに決定される必要があるが、愛媛県は介護施設からの避難に関しては事前に転所先のマッチングをするよう

指導しているが、病院避難に関しては、発災後の状況が分からないからとの理由で、事前に受け入れ先を決めることを控えている。また、受け入れ側医療施設として、それぞれの災害医療計画に原子力災害時などの入院患者受け入れ計画について検討し記載した施設はない(5～6頁)

- ⑧ 2018年8月に予定された大規模地震時医療活動訓練の訓練想定をもとに、原子力災害時の入院患者避難の問題点について分析したが、 $20\ \mu\text{Sv/h}$ という比較的低線量の状況でも、搬送手段、搬送中の看視・医療継続、移転先確保等に関し不安視され、現時点の準備状況には課題があると考えられた(6頁)

第5 避難計画の策定主体ではない被告に対する差止請求の可否

被告は、「避難計画を策定する主体とはいえない被告に対し、避難計画の不備を理由に本件3号炉の運転差止を求めること自体が認められない」と意味不明の主張をしているが、避難計画の不備によって被害を被る住民の差止請求が、避難計画の策定主体が誰かによって左右される理由はない。むしろ、避難困難な立地をした責任者は被告であり、特殊な危険性を有する伊方3号炉を運転しているのは被告であって、その運転に伴う事故により放射線被害を受けるのであるから、被告に対する差止請求が認められない理由はない。

第6 札幌地判令和4年5月31日(甲800)

水戸地判令和4年3月18日に対する被告の論難は、被告独自の主張によるものであり、反論の必要を認めない。

2022(令和4)年5月31日、札幌地裁は、泊原発について、運転差止の判決を下したが、同判決でも、「原告らは、本件各原子炉の運転による原告らの人格権侵害の恐れを基礎づける事実として、…、主として、①敷地内地盤の安全性、②地震に対する安全性、③津波に対する安全性、④火山事象に対する安全性及び⑤防災計画の適否に関する事実を主張する。そして、これらは、いずれも、原子力規制委員会が定める安全性の基準等に関連し(①ないし④は設置許可基準規則、⑤は原子力防災対策指針に関連する。)、本件各原子炉を運転するためには、その全てについて上記基準等に係る安全性の要請を満たす必要があるものであって、いずれか1つの点においてでも安全性に欠ける場合には、そのことのみをもって、人格権侵害の恐れが認められるこ

とになる。」(18～19頁)と判示して、上記水戸地判と同じく、避難計画の不備だけで運転差止が認められることを明確にした。

第7 避難計画の不備についての被告の論難

被告は、避難計画の不備についての原告の主張を論難しているが、いずれも核心を外した論難に過ぎず、再反論を必要とする内容ではない。

被告の主張は、結局のところ、「こうした防災対策の性質を踏まえれば、ある時点において課題が存在するからといって、計画に不備があるとか、実効性に欠けるところがあるということにはならない。そして、愛媛県及伊方地域における原子力災害対策重点区域の市町においては、毎年、防災訓練を実施するとともに、その結果を検証して課題を抽出し、必要に応じて避難計画等に反映するなど、不断の改善に取り組んでいるのであるから、その避難計画は、十分な実効性が確保されているというべきである」(118頁)というのであり、心からの怒りを禁じえない。

以上